

# 平成27年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）

平成27年3月6日（金）

午前10時 開 議

【開 会】	1
賞状伝達	
・全国町村議会議長会表彰（辰柳敬一議員、小谷地喜代治議員、姉帯春治議員）	
・岩手県町村議会議長会表彰（鈴木満議員）	
【会議録署名議員の指名】	3
日程第1 会議録署名議員の指名	
【諸般の報告】	3
日程第2 諸般の報告	
・例月現金出納検査報告書の配布	
・陳情書の配布	
（1）陳情第20号 立憲主義及び平和主義を否定する「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定」を撤回し、集団的自衛権の行使を可能とする全ての立法や政策を行わないことを求める陳情	
（2）陳情第21号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情	
・出張報告	
【町長施政方針演述】	4
日程第3 町長施政方針演述	
【教育委員長教育行政方針演述】	13
日程第4 教育委員長教育行政方針演述	
【請願第2号審査付託】	14
日程第5 請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書	
【議案第1号～議案第29号・同意第1号上程、説明】	15
日程第6 議案第1号 平成27年度葛巻町一般会計予算	
日程第7 議案第2号 平成27年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算	
日程第8 議案第3号 平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算	
日程第9 議案第4号 平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算	

- 日程第10 議案第5号 平成27年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第11 議案第6号 平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第12 議案第7号 平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13 議案第8号 平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正  
予算（第2号）
- 日程第14 議案第9号 平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算  
（第3号）
- 日程第15 議案第10号 平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第3号）
- 日程第16 議案第11号 平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予  
算（第2号）
- 日程第17 議案第12号 平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算  
（第3号）
- 日程第18 議案第13号 行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第14号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正す  
る条例
- 日程第20 議案第15号 非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正  
する条例
- 日程第21 議案第16号 常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正す  
る条例
- 日程第22 議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条  
例
- 日程第23 議案第18号 葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正す  
る条例
- 日程第24 議案第19号 葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第20号 葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する  
条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第21号 葛巻町社会教育委員条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第22号 葛巻町保育の必要性の認定基準に関する条例
- 日程第28 議案第23号 看護職員等養成修学資金貸付条例
- 日程第29 議案第24号 教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念す  
る義務の特例に関する条例
- 日程第30 議案第25号 指定管理者の指定の変更に関し議決を求めることにつ  
いて
- 日程第31 議案第26号 指定管理者の指定の変更に関し議決を求めることにつ  
いて
- 日程第32 議案第27号 葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求め  
ることについて

- 日程第33 議案第28号 葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて
- 日程第34 議案第29号 盛岡北部行政事務組合理約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第35 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

## 平成27年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）

議事日程告示年月日	平成27年2月26日（木）					
再開年月日	平成27年3月6日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成27年3月6日（金） 開議10時00分 散会14時15分					
議員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	欠席の有無	議席番号	議員氏名	欠席の有無
	1	山崎 邦 廣	○	6	小谷地 喜代治	○
	2	大平 守	○	7	山岸 はる美	○
	3	柴田 勇雄	○	8	辰柳 敬一	○
	4	鈴木 満	○	9	高宮 一明	○
	5	姉帯 春治	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	4 番	鈴木 満		7 番	山岸 はる美	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子		議会事務局総務係長	遠藤 政明	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	健康福祉課長	吉澤 信也
	副 町 長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	教育委員長	千葉 洋一	建設水道課長	冬村 一彦
	農業委員会長	鈴木 努	教育委員会事務局教育次長	深澤口 和則
	代表監査委員	馬 渕 文雄	病院事務局長	岩 泉 宇 昭
	教 育 長	中 田 直 雅	農業委員会事務局長	村 上 明 彦
	総務企画課長	鳩 岡 修	総務企画課室長	波 紫 徳 彰
	政策秘書課長	丹 内 勉	総務企画課財政係長	大川原 洋一
	住民会計課長	村 中 英 治		

( 開議時刻 10時00分 )

議長 ( 中崎和久君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。  
ただいまから、平成27年葛巻町議会を開会いたします。  
本日の会議に先立ち、全国町村議会議長会表彰及び岩手県町村議会議長会表彰の伝達を行います。  
お名前をお呼びしますので、前にお進み願います。

議会事務局長 ( 澤口節子さん )

最初に、全国町村議会議長会表彰の伝達を行います。  
この表彰は、町村議会議員として27年以上在職された方に贈られます。  
辰柳敬一議員。

議長 ( 中崎和久君 )

表彰状。岩手県葛巻町、辰柳敬一殿。  
あなたは町村議会議員として永年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽された功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長、蓬清二。

議会事務局長 ( 澤口節子さん )

次に、同じく、全国町村議会議長会表彰の伝達を行います。  
この表彰は、町村議会議員として15年以上在職された方に贈られます。  
小谷地喜代治議員、姉帯春治議員。  
小谷地喜代治議員、前にお進みください。

議長 ( 中崎和久君 )

表彰状。岩手県葛巻町、小谷地喜代治殿。  
あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長、蓬清二。

議会事務局長 ( 澤口節子さん )

姉帯春治議員、前にお進みください。

議長 ( 中崎和久君 )

表彰状。岩手県葛巻町、姉帯春治殿。  
あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。平成27年2月6日、全

国町村議会議長会会長、蓬清二。

議会事務局長（澤口節子さん）

続きまして、岩手県町村議会議長会表彰の伝達を行います。

この表彰は、町村議会議員として11年以上在職された方に贈られます。

鈴木満議員。

議長（中崎和久君）

表彰状。葛巻町、鈴木満殿。

あなたは多年議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、その功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。平成27年2月20日、岩手県町村議会議長会会長、昆暉雄。

議長（中崎和久君）

以上で、全国町村議会議長会表彰及び岩手県町村議会議長会表彰の伝達を終わります。

これから、平成27年葛巻町議会3月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は、10名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から3月16日までの11日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、4番、鈴木満君及び7番、山岸はる美さんを指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、陳情第20号、立憲主義及び平和主義を否定する「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定」を撤回し、集団的自衛権の行使を可能とする全ての立法や政策を行わないことを求める陳情及び陳情第21号、農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情の2件については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。

12月7日、嵯峨力雄氏旭日双光章受章祝賀会出席のため、久慈市に出張しました。

1月21日、盛岡市市政調査会研修会出席のため、盛岡市に出張しました。

1月23日、二戸法人会新春経済講演会出席のため、二戸市に出張しました。

1月30日、盛岡広域8市町議会議長会設立総会出席のため、紫波町に出張しました。

2月8日から9日まで、葛巻ふるさと会総会出席のため、東京都に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、平成26年葛巻町議会12月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、町長施政方針演述を行います。

町長。

#### 町長（鈴木重男君）

本日、開会をされました3月定例会議、よろしくどうぞお願いを申し上げます。

それでは、平成27年度の施政方針を申し上げます。

本日、ここに平成27年葛巻町議会3月定例会議が開催されるに当たり、平成27年度の町政運営について、私の所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、平成27年度は、町が昭和30年7月15日に葛巻町、江川村、田部村の1町2村による合併から60年を迎える年であり、昭和20年の終戦から70年が経過する節目の年であります。

また、国におきましては、経済再生、復興、社会保障改革、教育再生、地方創生、女性活躍など戦後以来の大改革に、日本の将来を見定めながら、ひるむことなく、改革を進めるとしており、日本全体が大きな変革へ向けて動き出す年でもあります。

これまでの町の60年間を振り返ってみますと、昭和30年代後半から人口流出と出生数の減少が続く、常に各分野の施策は人口減少という課題をいかに解決していくかへの取り組みであり、まちづくりでありました。

特に、企業の誘致、雇用の確保が厳しい環境にある当町では、昭和50年代以降、地域資源に着目した内発型の産業、雇用の創出は、町の基幹産業である酪農、林業の振興に大きな活路を見出すとともに、交流人口の増加、食料・環境・エネルギーなど地球規模の課題に対しても大きく寄与してきたところであります。

中山間地の厳しい環境の中で、苦難に屈することなく、歴史・風土・文化を築き上げてきた先人のたゆまぬ努力があったからこそ、今、私たちは山村のモデルの町となるべく、誇りを持った新たな取り組みを進めることができいております。

しかしながら、この50年間、人口の流出と出生数の低下は歯止めがかからず、町の人口は、昭和36年のピーク時と比較し半分以上にまで落ち込み、高齢化率は40パーセントを超えております。さらに、前岩手県知事の増田寛也氏が座長を務めた地方創成会議による試算では、さらに人口は減少し続け、30年後には現在の半減となり、住民の2人に1人は65歳以上の高齢者が占めるとまで言われております。

一方で、人口減少、少子高齢化の問題は、日本全体の大きな問題となっており、国においては、地方経済の活性化、人口減少問題に取り組むため、地方創生としまして、まち・ひと・しごと創生法を施行し、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、東京一極集中の歯止め、地域の特性に即した地域課題の解決の三つの視点を掲げ、魅力あふれる地方を創生するとしています。

その具体の取り組みとして、しごとがひとを呼び、ひとがしごとを呼び込む好循環を確立し、それを支えるまちに活力を取り戻すため、国は人口の将来展望を示す長期ビジョンと5カ年の総合戦略を策定したところであり、都道府県、市町村では地方人口ビジョンと地方版総合戦略を平成27年度末までに策定し実行することとされております。

町では、この60年、幾多の困難を住民の皆さんと共に乗り越え、培ってきた経験と実績をさらに発展させ、町民と行政が一体となった他にはない葛巻らしい一歩先行く取り組みを実践していくことで、30年後も、50年後も住民の皆さんが、この町に誇りを持ち、ここに住んでいて良かったと思える葛巻にしていきたいと考えております。

私は、東日本大震災後の平成23年8月、多くの町民の皆様方からご信任を賜り、2期目の町政を担当させていただき、現在に至るものでありますが、その任期も残すところ、あと5カ月あまりとなりました。

これまで私は、町民が一体となった光り輝くまちづくりを基本理念に、まちづくりにおける三つの重点施策を掲げ、町民の皆さんと共に様々な事業に取り組んでまいりました。

今、これらの施策の成果が、少しずつではありますが実績として現れ、実感できるところまできております。

まず、一つ目の重点施策であります安心して住み続けたいまちづくりへの取り組みであります。

町民が、安全に生活を送ることができる基盤の充実と、過疎の進行で懸念される医療、交通、買物などの問題に取り組む、安心して暮らせる町、お互いの立場を尊重し、支え合い絆を深めることで住み続けたいと思える町を目指し、情報通信基盤の充実、拡充、葛巻病院の改築に向けた取り組みや常勤医師の確保、町内バス路線の増便対策及び一律100円化、江川簡易水道の整備事業及び町内全域における水洗化の普及、助成、地域安心生活支援員の設置などに取り組む、町民の皆様からも評価をいただいているところであります。

また、特にも大型事業であります葛巻病院の改築については、平成27年度に本体工事を着工させ、早期の完成を目指しているものであります。

次に、二つ目の重点施策であります夢のあるまちづくりへの取り組みであります。

若者が定住できる生活環境の構築や各世代のニーズに応じたサービスの充実を図ることで、生活にゆとりをつくり夢を持って活動できる町を目指し、葛巻小学校屋内プールをはじめとした施設等の整備、乳幼児、児童、生徒の医療費助成の拡充、保育料の年長児、第三子以降の無料化、幼児のバイオリン教室の開催、若者定住住宅の整備、新婚ライフサポート事業、若者雇用助成制度、一流のスポーツ、芸術へ触れる機会の創出など、次代を担う子供たちに様々な経験ができる機会の提供や、後継者、子育て世代の経済的な負担軽減に努めてきたところであり、若者世代の定住を促すため、さらに施策を充実してまいりたいと考えております。

また、平成27年度には、町民が夢を持って活動できる拠点のひとつ、総合運動公園多目的グラウンドの人工芝化、陸上走路の全天候型改修が完了しますので、さらに一流のスポーツに触れる機会を増やしていきたいと思っております。

最後に、三つ目の重点施策であります誇りを持てるまちづくりへの取り組みであります。

地域資源を活用し、地球規模の課題である食料・環境・エネルギーに積極的に取り組み、山村にある力、魅力を全国に情報発信することで、都市と山村が役割を尊重し合い、絆と交流を深め誇りに思える山村のモデルとなる町を目指し、新エネルギー等導入助成の充実、公共施設等の無停電化、6次産業化、商店等設備更新助成などをはじめとした産業振興策、町産材の利用促進、新葛巻型酪農構想の推進など、地域資源を有効に活用した様々な取り組みは、先進事例として高く評価されております。

今後は、山村だからこそできる安全で安心な農畜産物等の生産拠点として、地域資源の高付加価値化や、魅力をより一層高めることで、交流人口の拡大はもとより、移住定住人口の増加を図り、町に活力と賑わいを創出してまいります。

続きまして、平成27年度の行財政運営について、申し上げます。

はじめに、平成27年度の財政運営についてであります。

まず、予算規模であります。一般会計予算につきましては、清掃センター大規模改修事業、町道茶屋場田子線道路改良事業、公共施設再生可能エネルギー等導入事業、新葛巻病院における冷暖房システムなどの大型事業により、11年ぶりに55億円を超え、総額で5,801,670,000円、前年度比581,630,000円、11.1パーセントの増となる予算を編成いたしました。

特別会計につきましては、葛巻病院改築工事や江川簡易水道整備工事の本格化を受け、五つの会計の合計は、3,113,720,000円で、前年度比8.6パーセントの増となっております。一般会計を合わせました予算総額は8,915,390,000円で、前年度比827,200,000円、10.2パーセントの増であります。

また、江川小学校校舎改築事業、総合運動公園多目的グラウンド改修事業の2年度目などは、有利な財源による整備を推進するため、平成26年度補正予算に計上したところであり、平成27年度に繰り越される事業費1,248,070,000円で、一般会計の当初予算と繰越事業を合算すると7,049,740,000円となり、創意工夫を凝らした予算編成としております。

一般会計では、歳入としてアベノミクスによる波及効果が地方経済に及んでいないこと、あるいは地方財政計画の基本方針を踏まえ、町税、地方交付税ともに前年度とほぼ同額を見込んでいるところであります。

また、基金からの繰入金については124,690,000円、前年度比49.6パーセントの減に止めた一方で、町債は大型事業の財源確保として971,700,000円、前年度比106.3パーセントの増としております。

歳出では、まちづくりの三つの重点施策の達成に向け、各分野においてハード事業、ソフト事業のバランスと事業の選択と集中を念頭に置き、継続事業のほか、雇用促進奨励金、商店等設備更新支援事業など制度拡充、葛巻高校山村留学事業、高校生の医療費無料化、妊婦への助成金、60周年記念に関連した各種事業など、新たな取り組みも計上したところであります。

普通建設事業費などの投資的経費は、大型事業の実施に伴い、前年度比452,510,000

円、56.8パーセントの増となったほか、人件費、公債費などの義務的経費につきましては、前年度比17,260,000円、0.9パーセント縮減となっております。

次に、平成27年度の行政運営、まちづくりの施策概要について、申し上げます。

本町のまちづくりは、地域や産業を振興し、いかにして人口流出、少子高齢化に起因する人口減少に歯止めをかけるかが、長年の課題でありました。

これまで、様々な分野において、多様化する住民ニーズに呼応し、施策を進めてきたことで、一定の成果を挙げてきましたが、日本全体の人口減少が危惧される中、今まで以上に人口減少問題に取り組んでいく必要があります。

平成27年度は、国の総合戦略がスタートし、本格的に地域経済の活性化、人口減少問題の解決に向けた取り組みが行われていくことから、町においても、これまでの施策の拡充のほか、新たな施策の展開などにより、安心して住み続けたいまちとしての環境を整え、移住者、定住者の増加を図りたいと考えております。

そういった中、平成27年度にまち・ひと・しごとに関連し取り組む主な事業としましては、葛巻高校山村留学制度、看護職員等養成修学資金貸付制度などの創設による人材育成・確保対策、新葛巻型酪農構想の事業化、くずまきブランド化の促進、乳製品加工施設整備に向けた調査、商店等設備更新支援事業の拡充などによる地域産業の振興、各世代まで対象を拡げた雇用促進奨励金、定住促進住宅の整備などによる移住定住対策の推進、若年層を対象とした交流事業、外国人向け観光パンフレット作成などの交流人口拡大に向けた取り組み、医療費助成の高校生までの拡大、マタニティライフサポート助成の創設、保育園年長児、第3子以降の保育料無料化の継続などによる子育て支援の充実などがありますが、これからの人口減少対策は、町はもちろんのこと、国、県、さらには移住、定住者の受け皿となる地域の連携、協力、総力を挙げて取り組んでいく必要があると考えております。

続きまして、各施策分野ごとの取り組みについて、申し上げます。

はじめに、健康で快適に暮らせるまちづくりでございます。

保健・医療の充実につきましては、各種検診、保健サービス活動の一層の充実と、常勤医師の確保対策、高齢化社会に対応した医療サービスの拡充などにより、保健・医療・福祉との連携による総合的な地域医療体制の確立に努めてまいります。

主な事業としましては、地域医療の中核施設となる葛巻病院の早期着工・完成と医療機器の充実、これまでの特定健診、健康診査に、糖尿病予備群の早期発見、塩分摂取量の項目を新たに追加、脱脳卒中を目指し、減塩料理本を作成し全戸配布、健康の推進、病気の早期予防、発見などのために、保健事業実施計画を策定、看護師などの医療技術職の人材確保のための看護職員等養成修学資金貸付制度の創設などとなっております。

福祉の充実につきましては、社会福祉協議会などの福祉団体やボランティアグループ、保健・医療、教育機関との連携を密にしながら、町民と行政が一体となり、相互協力のもとで、地域における支え合い活動を推進しながら社会参加や自立の助長を促し、高齢者、障がい者などが地域で安心して暮らすことができる地域福祉社会の実現に努めてまいります。

主な事業としましては、老朽化が顕著な、養護老人ホーム葛葉荘の改築に係る実施設

計業務、消費増税対策の低所得者向けの臨時福祉給付金の交付、高齢者などが地域で安心して暮らすことができるように、地域安心生活支援員による見守り活動、町外の医療機関で治療を受ける必要がある障がいを持つ方に対する通院交通費の一部助成、訪問診療用機器を整備し、在宅医療・介護サービスの充実などとなっております。

子育ての環境の充実につきましては、少子化、核家族化が進行する中、女性が安心して子どもを産み育てられる環境の整備に努めるとともに、将来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て世代の経済的負担の軽減や地域社会全体で支え合う子育ての推進に努めてまいります。

主な事業としましては、乳幼児、児童生徒の医療費助成を中学卒業から高校卒業までに拡充、新たに妊婦健診に係る交通費などの経費の一部を助成するマタニティライフサポート助成金の交付、保育サービスや各種助成事業など、子育て情報を取りまとめた、くずまきまち子育て支援ハンドブックの作成、配布、中学3年生までの児童生徒のいる世帯に対し、子育て世帯臨時特例給付金を交付、くずまキッズ予防接種事業において、自己負担が3,000円未満となるよう助成額を拡大、保育園における年長児及び第3子以降の保育料の無料化を継続などとなっております。

生活環境の整備につきましては、町民の価値観の変化やライフスタイルの多様化等に伴い、生活環境の整備に対する欲求が高まる中、環境負荷の軽減も求められていることから、ごみの減量、リサイクルを通じて、将来まで持続可能な循環型社会を形成していくとともに、給水施設の統合、更新や、町整備型浄化槽の普及により、快適な暮らしができる生活環境の整備に努めてまいります。

主な事業としましては、平成41年のごみ処理広域化に向け、清掃センター施設の延命化工事の実施と再資源化、循環型社会形成へ向けた取り組み、老朽化したリサイクルセンターの金属圧縮機の更新、平成30年度の完成を目指す江川簡易水道整備事業の推進、簡易水道事業の法適用化へ向けた移行業務、県平均並みの普及の早期実現を目指し、水洗化普及支援事業費補助金の継続と拡充などとなっております。

次に、地域で支え合うまちづくりでございます。

防災対策、消防・救急体制の充実につきましては、近年、地震、風水害等、不測の自然災害が発生しやすい状況下であり、災害の未然防止及び応急体制の確立と町民の防災意識の高揚が求められております。

こうした中、あらゆる災害に迅速かつ的確に機能するため、消防施設、装備の充実強化を図るとともに、消防団員の確保、自主防災隊の活動支援など、地域ぐるみの消防防災体制の確立を図り、安心・安全に暮らせるまちづくりに努めてまいります。

主な事業としましては、消防団活動用装備品の充実、新たに消防団員確保対策に向けた助成金の交付、自主防災隊の活動用備品の整備、消防団第3分団、第4分団の消防ポンプ自動車の更新などとなっております、消防車両の定期更新につきましては、第6分団を残すのみとなりました。

交通安全・防犯対策の充実につきましては、高齢化に伴い全国的に高齢者が事故、犯罪に巻き込まれるケースが急増しているとともに、情報化社会や交通環境の進展に伴い、犯罪が広域化、多様化、複雑化していることから、指導及び啓発活動の充実に努めてま

いります。

次に、環境を守り育てるまちづくりでございませう。

自然環境・水資源・町土の保全につきましては、生活水準の向上や産業活動等の進展、あるいは広域化、局地化する不測の災害などから、町の持つかげがえのない財産である自然環境を守るため、森林が持つ公益的な機能がより高度に発揮されるよう整備、拡充に努めるとともに、町民の安全確保を図るための治山、砂防施設の充実に努めてまいります。

地域エネルギーの活用につきましては、町の持つ豊かな地域資源を活用した風力発電や畜ふん・木質などのバイオマスなど、新エネルギーの積極的な推進と拡充を図るとともに、災害発生時の拠点となる公共施設に再生可能エネルギー設備の導入を図ります。

また、省エネルギー対策をはじめ、エネルギー問題に対する町民の意識の高揚に努めてまいります。

主な事業としましては、社会体育館、小中学校への太陽光発電設備・蓄電池の導入、役場駐車場における電気自動車用急速充電器の運用開始、改築する葛巻病院への自立・分散型エネルギー供給設備の導入などとなっております。

次に、資源を生かした産業を推進するまちづくりでございませう。

農業の振興につきましては、地域の特性を生かした安全で高品質な農畜産物の生産を促進し、環境と調和した持続可能な生産体制を確立しながら、効率的で収益性の高い農業の確立に努めてまいります。

特に、基幹産業である酪農については、将来を見据えた、ゆとりある生産性の高い経営体の育成と、高品質生乳生産施設や畜ふんバイオマスによる熱源供給システムの導入を推進するため、新葛巻型酪農構想の事業化に向け取り組んでまいります。

また、担い手への農地の利用集積を図るとともに、後継者や新規就農者の育成に努めてまいります。

主な事業としては、農業振興地域整備計画の見直しと農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の策定、経営所得安定対策の推進、菜種などの地域振興作物の栽培奨励、生産拡大と循環型農業の推進、農地中間管理機構との連携による農地の利用集積と耕作放棄地の解消、粗飼料自給率の向上による足腰の強い畜産基盤の確立と原発事故に係る牧草地の除染対策、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業を活用し、低コスト育成牛舎、粗飼料生産機械の導入、10年ぶりに北海道で開催される全日本ホルスタイン共進会へ向けた出品対策などとなっております。

林業の振興につきましては、公益的機能が発揮できる森林整備を進め、森林資源循環を重視した林業経営を推進するため、森林整備事業への町単独の嵩上げ補助や林道・作業路網の整備を促進するとともに、地場産材の利用促進、流通拡大に努めてまいります。

また、都市との交流を促進し、森林とふれあう機会の拡大や、林業の担い手の育成と地域資源である森林の保全と活用に努めてまいります。

主な事業としましては、町産材の安定供給体制の構築と利用拡大、森林保全特別対策事業の実施、林道鰻沢線の排水路整備、林道安孫・平糠線など5路線の県代行事業の実施、星野地区の治山ダム工事と上外川地区の保安林整備の実施などとなっております。

農林産物加工の振興につきましては、安全で安心な高品質の原料を加工することで付加価値を高め、商品の充実と販路の拡大により、消費者から高い支持が得られるくずまきブランドの定着を促進してまいります。

また、農家や加工グループ等による地域資源や伝統技術を生かした農林産物の加工及び商品化を促進する活動を支援してまいります。

主な事業としては、乳製品加工施設の整備に係る調査事業となっております。

商工業の振興につきましては、経営者の高齢化、後継者不足などが続くとともに郊外型大型店の出店など、厳しい状況が続いておりますが、商工会等の組織や商業経営者の支援を行い、消費者ニーズに対応した魅力ある中心商店街の整備推進と賑わい創出に努めてまいります。

また、地域資源や特性を生かし、農業、観光など他産業との連携を促進し、地場産業の振興と活性化、企業誘致など、若者が定住できる環境の構築に努めてまいります。

主な事業としましては、中小企業向けの資金融資利子の補給制度の創設、商店等設備更新支援事業、くずまき型持続可能な産業づくり支援事業の助成内容、対象事業の拡大などとなっております。

観光の振興につきましては、町の持つ多自然居住型資源と農林、畜産、新エネルギー分野との連携を図り、地域資源を最大限に活用しながら、より多様化する観光志向に対応した体験・滞在型観光を推進するとともに、急増する外国人観光客、田舎志向の首都圏在住者などを呼び込み、移住・定住人口の拡大と特産品、地場産品などの物産振興に相乗効果が得られるよう努めてまいります。

主な事業としましては、若年層の旅行需要喚起と移住のきっかけづくりとして、くずまき「ミワク」の町交流事業を展開、急増する外国人の誘客と受け入れ体制の整備を図るため、外国人観光客向けの観光パンフレット等の作成、都市部の観光客ニーズに対応するため、くずまき交流館プラトリーのトイレ洋式化及びふれあい宿舎グリーンテージの長寿命化改修に向けた調査業務などとなっております。

雇用機会の確保につきましては、雇用の場が少ないことが人口流出の一因でもあることから、基幹産業である酪農や林業を中心に、農業、商工業の振興を図り雇用の場を創出するとともに、環境や福祉など需要が増大する分野での起業化を支援するとともに、盛岡広域市町との連携による企業誘致に努め、UJターン促進に努めてまいります。

主な事業としましては、各年代の雇用を促し、移住・定住しやすい環境を構築するため、雇用促進奨励金の対象を拡大となっております。

次に、人と文化を育むまちづくりでございます。

教育の充実につきましては、児童・生徒一人ひとりの特性や地域の実態等を把握し、知・徳・体の調和のとれた教育と、自ら学ぶ意欲と生きる力を育み、基礎的・基本的な学力の定着、体力、運動能力の向上を図るため、児童館、認定こども園、保育園、小学校、中学校、高校の連携を推進するとともに、教育施設の充実・強化に努めてまいります。

また、子どもたちが、将来の夢を持てる機会の創出と支援の充実を図ります。

主な事業としましては、保育園、児童館の年長児に対するバイオリン教室の継続、老

朽化が激しい、江川小学校校舎の改築工事、耐震上問題のある教育施設の補強工事、葛巻高校山村留学の受け入れ体制の構築、葛巻高校存続と魅力ある学校づくりに向けた支援などとなっております。

生涯学習の充実につきましては、町民一人ひとりの学習ニーズや目的に応じた学習を推進し、生涯にわたり、あらゆる機会、場所において学習でき、その成果を活かすことができる機会の創出に努めてまいります。

また、中高年者が持つ知識や経験、技術などを地域に還元できる環境を整え、地域文化や伝統芸能などを次の世代へ継承していくための取り組みや、活動成果を発表する場の拡充などを支援してまいります。

生涯スポーツ・レクリエーションの推進につきましては、町民が生涯を通じ、スポーツ・レクリエーションに親しみながら、健康増進と体力向上に主体的に取り組むことができるよう、指導者の養成やスポーツ教室の拡充を図るとともに、新たな生涯スポーツの推進策として注目されるスポーツ・ツーリズムなどを通じ、積極的なスポーツ交流を展開し、活性化に努めてまいります。

また、平成28年度に開催される希望郷いわて国体正式種目の軟式野球競技、デモンストレーションスポーツのネオホッケー競技の会場地として、施設の改修と受け入れ体制の充実を図ってまいります。

主な事業としましては、2年目となる総合運動公園多目的グラウンド改修の早期完成と記念事業の実施、希望郷いわて国体軟式野球競技の会場となる総合運動公園野球場の改修事業、希望郷いわて国体葛巻町実行委員会の活動支援などとなっております。

次に、交流を広げ、誇りを持って情報発信するまちづくりでございます。

交通・通信ネットワークの整備につきましては、住民の暮らしの利便性、安全性、快適性の向上と豊かな生活環境を創造し、地域の活性化を支援するため、幹線道路網と生活関連道路網の整備促進に努めます。

また、少子高齢化などにより、全国的に路線バスの利用者が減少傾向にある中、町民の利便性の確保と負担軽減をしつつ、効率的なバス運行により、生活路線バスの維持に努めます。

情報化社会が進展する中、当町においてはケーブルテレビをはじめとした各種情報通信基盤が整っていることから、各分野における利活用策の検討をさらに進め、効率的・効果的な運用に努めてまいります。

主な事業としましては、町道茶屋場田子線、町道愛羅瀬線、町道町裏線、町道葛巻浦子内線の改良事業、土谷川地区の携帯電話不感地域の解消、主要観光施設、体育施設への公衆無線ネットワークシステムの整備などとなっております。

交流、連携の推進につきましては、少子高齢化、人口減少が進行する中、町が持っている様々な地域資源を生かした良さを積極的に情報発信しながら、都市部との交流を推進するとともに、住環境、雇用、助成制度など定住希望者のニーズを的確に捉え、地域と連携した移住・定住者の受け入れ環境の構築をさらに強化してまいります。

主な事業としましては、中心市街地における交流拠点整備に向けた調査業務、移住・定住者の受入を促進するための住宅整備などとなっております。

次に、協働のまちづくりでございます。

人口減少や高齢化などにより、地域活動の停滞と活力の低下が懸念される一方で、社会情勢や意識の変化に伴い、住民ニーズが高度化、多様化してきており、町民が協力し合いながら地域の課題解決に向けた取り組みに対する支援を強化してまいります。

さらに、これまで以上に住民参画の機会を創出し、住民視点を一步先ゆく行財政運営に努めるとともに、住民と一体となったまちづくりを進めてまいります。

また、地域活動の拠点となるコミュニティ施設の老朽化対策、設備更新、周辺環境整備につきましても、計画的に進められるよう検討してまいります。

主な事業としましては、星野生活改善センターの水洗化工事及び象鼻会館トイレの洋式化工事、地区センター等駐車場の舗装工事などとなっております。

結びになりますが、町総合計画基本構想、過疎地域自立促進計画、辺地総合整備計画の最終年度であるとともに、国の地方創生に対応する地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を進めなければなりません。

計画策定にあたりましては、総合的な視点のもと、それぞれの計画との整合性を確保しながら、並行して作業を進めてまいりたいと考えております。

そのほか、平成28年1月から、順次、社会保障、税、災害対策の分野における行政手続において、効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するためにスタートするマイナンバー制度に向けた取り組みなど、新たな施策にもしっかりと対応していくとともに、震災復興支援、ふるさと納税の推進など継続事業につきましても、内容の充実、拡充などを検討し、さらに一步先ゆく取り組みができるよう、職員一人ひとりが行政のプロとして取り組んでまいりたいと思っております。

以上、平成27年度の施策の概要を申し上げましたが、今を生きる私たちは、先人が苦難を克服し築き上げてきた歴史・文化・風土を守り、さらに発展させ、次の世代を生きる町民が幸せを実感できる確かな未来を築く役割を担っております。

平成27年度は、これまで町民の皆さんと積み重ねてきた60年の歩みを共に祝い、今（とき）をつないで未来へをキャッチフレーズに、一步先ゆく山村として、各種記念事業や新たな取り組みなどを展開し、一年間を通して60周年を町民のみなさんとともに盛り上げてまいりたいと思っております。

議員各位、そして町民の皆様の暖かいご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、私の施政方針演述といたします。

議長（中崎和久君）

町長施政方針演述が終わりました。

ここで、11時15分まで休憩します。

（休憩時刻 10時59分）

（再開時刻 11時15分）

**議長（中崎和久君）**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第4、教育委員長教育行政方針演述を行います。

教育委員長。

**教育委員長（千葉洋一君）**

平成27年度教育行政方針を申し上げます。

平成27年葛巻町議会3月定例会議が開会されるに当たり、平成27年度教育行政方針を申し上げ、町議会議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに、就学前教育、学校教育の充実について申し上げます。

就学前教育につきましては、皆さんのところは昨年となっておりますと思いますが、本年度から保育園の年長児を対象にバイオリン指導を取り入れております。園児の情操教育と併せ、感性を磨き創造力を育むことをねらいに取り入れたものでございますが、町の連合音楽会、子どもの未来を考える町民の集いでの演奏など大きな成果があったものと考えております。平成27年度は児童館の園児も含めてこの取り組みを進めてまいります。

学校教育につきましては、地域に開かれた学校経営、地域の保育園、小学校、中学校、高校の連携による教育活動、ふるさと学習、三つの視点からの葛巻キャンパス構想で教職員、保護者、地域住民、教育委員会が協働して子どもを育てる環境づくりを進めてまいります。

また、新たに文部科学省や東京大学教育学部の支援による教職員研修や児童生徒の体験学習の充実を図り、学力向上と生きる力の育成に努めます。

さらに、小屋瀬小学校校舎、江川中学校校舎及び体育館の耐震補強工事を進めるとともに、老朽化が著しい江川小学校校舎の改築工事にも着手し、生徒の安心・安全な学校生活を確保してまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

平成25年度に策定した第7次生涯学習推進計画の実践を通じ、町民一人ひとりのニーズや目的に応じた学習を推進し、生涯にわたり、あらゆる機会、場所において学習でき、その成果を活かすことができる機会の創出に努めてまいります。具体的には、各種文化団体、葛巻福祉大学、サークル活動、ボランティア活動などを支援するとともに、生涯学習フェスティバルなどの発表の機会、さらには優れた芸術文化にふれあう機会の創出に努めてまいります。

また、公民館図書管理システムを更新し、公民館の図書情報をインターネット上に公開するなど、より利用しやすい公民館図書室の整備に努めてまいります。

次に、スポーツ・レクリエーションの推進について申し上げます。

町民が生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに親しみながら、健康増進と体力向上に取り組むことができるよう、指導者の養成やスポーツ教室の拡充を図るとともに、新たな生涯スポーツの推進策として注目されているスポーツ・ツーリズムなどを通じて、

積極的なスポーツ交流を展開し、活性化に努めてまいります。

改修中の総合運動公園多目的グラウンドが6月に完成いたします。葛巻町合併60周年記念事業と併せて多くのスポーツイベントを開催し町民の皆様がスポーツとふれあう場を提供してまいります。

また、平成28年度に開催される希望郷いわて国体正式種目の軟式野球競技、デモンストレーションスポーツのネオホッケー競技の会場地として、施設の改修と受け入れ体制の充実を図ってまいります。

最後に、地域文化の創造と歴史や伝統文化を継承する施策について申し上げます。

保育園や小中学校における俳句教室と私の一句・町民俳句コンテストを開催し、情操教育や芸術感性を磨くひとつとして定着していくように努めてまいります。

また、葛巻小学校に移転展示した民俗資料は、文化遺産として保存していくことと学校教育教材として活用を進めていきます。さらに地域に伝わる郷土芸能につきましても、伝承活動や記録保存に取り組んでまいります。

以上、平成27年度の教育行政の概要についてご説明申し上げます。

これまで先人が築き上げてきた歴史・文化・風土を守り育て、次の世代にしっかりと引き継いでいくために、学校教育をはじめ生涯学習の充実がますます重要と認識しております。

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化と迅速な危機管理体制の構築、首長との連携を強化するために地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され本年4月から施行されることとなっております。町教育委員会はこれまでも首長部局と連携した教育行政を推進してまいりましたが、今後より一層連携し教育行政を推進して参る所存でございますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、教育行政方針演述といたします。

## 議長（中崎和久君）

教育委員長教育行政方針演述が終わりました。

次に、日程第5、請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

この請願については、葛巻町議会総合条例第85条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、請願第2号について、今会議中に審査を終え、3月16日の最終本会議で、委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号については、3月16日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

お諮りします。

日程第6、議案第1号、平成27年度葛巻町一般会計予算から、日程第35、同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてまでの30議案を一括議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から同意第1号までの30議案を、一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

#### 町長 (鈴木重男君)

はじめに、人事案件でございます。

同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、葛巻町葛巻第12地割10番地。氏名、村木良悦。生年月日、昭和23年11月23日。

なお、任期につきましては、平成27年4月15日から平成30年4月14日までの3年間でございます。

なお、経歴書につきましては添付をしておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

よろしくどうぞお願いいたします。

#### 議長 (中崎和久君)

総務企画課長。

#### 総務企画課長 (鳩岡修君)

議案につきまして、順次、ご説明をさせていただきます。

議案第1号からご説明申し上げたいと思います。

27年度一般会計予算並びに議案資料をご準備いただきたいと思っております。

議案第1号、平成27年度葛巻町一般会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額を5,801,667,000円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為でございます。後ほどご説明いたします。

第3条が、地方債の表でございます。第3表でご説明いたします。

第4条は、一時借入金でございます。昨年度同額の8億円を計上するものでございます。

予算書の8ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表、債務負担行為でございます。

中小企業振興資金利子補給並びに中小企業振興資金保証料の補給でございます。

町内の商工業者の事業を円滑に進めるために、町が指定する金融機関2社でございますが、融資した資金に対しまして、利子へ1.5パーセント、岩手県信用保証協会が定める保証料の金額、約1.2パーセント程度ですが、9段階に分かれてございまして、0.45パーセントから1.7パーセントの範囲となっておりますが、保証料について全額を保障すると、補給するというものでございます。

金融機関へ5,000,000円を預託いたしまして、その10倍の50,000,000円を融資枠として、融資をしたものに利子を補給するというものでございます。

期間が、平成27年度から平成34年度までとなっております。5年から7年の期間に合わせた期間となったものでございます。

めくっていただきまして、第3表は地方債の計上でございます。

20事業債がございまして、971,700,000円となっております。26年度比で500,700,000円の増となっております。

それでは、資料の方の1ページをお開きいただきたいと思っております。

議案の1号から6号までの資料となっておりますが、一般会計の総額でございますが、先ほど申し上げましたとおり、昨年度に比較しまして11.1パーセントの増となったものでございます。

歳入の主なものでございますが、町税が463,754,000円、1.8パーセントの減となっております。地方交付税が3,010,000,000円、40,000,000円の増で、1.3パーセントの増となっております。繰入金が124,694,000円となりまして、49.6パーセントの減となったものでございます。

主な繰入れでございますが、財政調整基金で20,000,000円、公共施設整備基金が9,000,000円、地域づくり振興基金が92,100,000円となっております。

町債につきましては、先ほど申し上げました金額ですが、971,700,000円となりまして、106.3パーセントの増となっております。そのうち過疎債が798,500,000円となっております。

先ほど、町長の施政方針で事業の部分については既に表明されてございますので、主な事業につきまして、この資料を使いましてご説明申し上げたいと思っております。

資料の1ページになります。

総務費からまいります。葛巻町60周年記念事業に25,000,000円計上してございます。式典、記念イベント等、オリジナルソングや記念品等を想定しておるものでございます。

携帯電話の鉄塔事業に46,400,000円、土谷川地区への整備でございまして、県から3分の2の補助を得るものでございます。

それから、公衆無線ネットワークシステムの整備事業でございまして、主な公共施設等7カ所にWi-Fi環境を整備したいというものでございます。

それから、定住促進の住宅整備でございまして、65,000,000円でございまして、6世帯用のアパート形式の住宅1棟を計画しておるものでございます。

次に、新規でございますが、葛巻高校山村留学事業としまして5,200,000円、委託料、事務費等を計上しておりますのでございます。

公共施設再生可能エネルギーの導入事業につきましては、社会体育館、小屋瀬小学校、江川中学校への太陽光発電並びに充電、蓄電池を導入しようとするものでございまして、128,000,000円となっております。

次に、民生費でございますが、新規の一番上に、高校生医療費助成事業がございまして、これまでの中学校から高校卒業まで医療費の助成を拡充しようというものでございます。

それから、一つ飛ばしまして、マタニティライフサポート事業、妊産婦の健診への支援ということでございまして、妊婦健診の際の交通費、あるいは出産準備等に係る経費の一部ということで、1人50,000円を計上しております。34人分を予算化したものでございます。

老人ホームの改築事業につきましては、昭和48年整備の41年経過しております葛葉荘の実施設計を計上するものでございまして、27,000,000円を予算化してございます。

衛生費でございますが、清掃センターの大規模改修事業としまして390,000,000円。既存施設は平成5年でございまして、21年間経過してございまして、平成41年度のごみ処理の広域化までの延命化を図るというものでございまして、過疎債の起債を充当するものでございます。

併せて、リサイクルセンターの金属圧縮機も更新ということで、16,000,000円の予算となっております。平成元年から26年経過したものによりまして、老朽化が進んだというもので更新となるものでございます。

めくっていただきまして、農林水産業費をお願いいたします。

継続になりますが、新しくまき型畜産体制推進事業でございます。本年度、基本構想をまとめ、来年度、その事業化を推進していくというものでございまして、酪農セミナー、先進地視察等の事業で3,950,000円となっておりますのでございます。

粗飼料生産基盤除染対策事業でございますが、24年から実施しておりますのでございまして、今年度、計画面積を400ヘクタールと見込んでございます。26年度までの実績が531.34ヘクタールとなっておりますのでございまして、いわて型牧草地再生対策事業、国の2分の1の助成を得ての実施となっておりますのでございます。

次に、いわて地域農業マスタープラン実践事業につきましては36,000,000円、県の3分の1の事業により実施するものでございます。

全日本ホルスタイン共進会の出品助成でございますが、10年ぶりに開催されます共進会に対しまして、10頭分を予算計上してございます。

次に、乳製品加工施設整備検討事業でございますが、6次産業の振興という部分で、バター工房や菓子工房などの施設整備におきました調査検討を行うということで、1,500,000円の計上となっております。

森林保全特別対策事業でございますが、民有林の除間伐130ヘクタール、再造林50ヘクタール、間伐材の搬出を1,458立方、作業道の補修等5,000メートルを予算化したものでございまして、25,267,000円となっております。

農業委員会の海外研修事業につきまして、スイスへの研修を計画されるということで、1人200,000円、10人分を計上してございます。

地区センターの改修事業でございますが、各地区センターの駐車場の舗装でございますが、未舗装の部分が11カ所あるということで、3年計画でその実施をしてみたいということでございますし、星野のセンターの水洗化、象鼻会館のトイレの洋式化と合わせて17,000,000円を計上してございます。

水洗化普及支援事業につきましては、一般住宅のトイレの水洗化に係る助成でございますが、補助率の上限の拡充をしております。上限を600,000円から750,000円に拡充しまして、障がい者につきましては3分の2を補助し、その他につきましては2分の1という助成をしようとするものでございます。今、農集排の接続が68.5パーセントというような状態になってございまして、この推進を図ってまいりたいというものでございます。

中小企業につきましては、先ほどお話ししました。

くずまき「ミワク」の町交流事業でございますが、県内の大学生等を中心とした若年層の旅行の需要を喚起しながら、地域への参画を促し、交流を図ってまいりたいというものでございまして、1,000,000円を計上してございます。

次に、土木費にまいりまして、三つ目になりますが、町道町裏線道路改良事業でございますが、路面の打ち替えと流雪溝の改修を計画してございまして、葛巻保育園からのとやさん付近までの分についての事業を盛り込んでございます。22,000,000円を計上したものでございます。

また、町道愛羅瀬線道路改良事業でございますが、旧町営小屋瀬住宅、今、認知症グループホームが整備された地区でございますが、この部分に関連します道路の改修を盛り込んだものでございまして、24,000,000円となっております。

消防費でございますが、消防ポンプ自動車の整備でございます。3分団、4分団のポンプ自動車の整備でございますが、来年度、第6分団を整備しますと、全分団一巡するというものになってございます。

一つ飛んでいただきまして、消防団員の確保対策助成事業でございますが、消防団員の確保に向けまして、各分団に対しまして、世帯数、充足率等を勘案しながら、1分団80,000円から120,000円程度で補助金を助成してまいりたいというもので、本部も含めて1,900,000円の予算を計上したものでございます。

自主防災隊の装備品の整備でございますが、ヘルメット、反射ベスト等を各10個及びメガホンというものでございまして、3年計画で充実を図ってまいりたいというものでございます。

教育費につきましては、江川小学校の校舎改築事業につきまして当初予算にも計上してございますが、これにつきましては補正にも計上してございますので、その部分で説明申し上げたいと思います。

それから、総合運動公園の野球場の改修事業に5,000,000円。野球場の塗装、音響、給水ポンプの改修等でございます。

3ページに、先ほど、基金の部分での繰入額124,690,000円と申し上げましたが、内

容につきましては、それぞれ基金の内訳となっております。27年度末の残高見込みが4,509,969,000円となっております。なお、参考の2ということで、地方債の現在高でございますが、27年度末の見込みとしまして6,214,223,000円と見込んでおるのでございます。

次に、特別会計につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第2号、国民健康保険事業勘定特別会計でございます。

第1条が、歳入歳出予算でございます。歳入歳出総額を1,261,597,000円と定めるものでございまして、14.8パーセントの増となっております。

歳出につきましては、保険給付費が37,937,000円の増、共同事業拠出金が136,278,000円の増となっております。

歳入につきましては、国庫支出金が10,199,000円、共同事業交付金が176,848,000円の増となっております。

次に、議案第3号、平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出それぞれ595,786,000円と定めるものでございます。前年比で51,856,000円、9.5パーセントの増となっております。

江川簡易水道事業の整備工事に372,000,000円を計上してございます。これに伴いまして、給水施設建設費が12,800,000円の増となっております。

第2条が、地方債の計上でございまして、4ページでございますが、第2表、地方債、簡易水道施設整備事業275,800,000円となっております。昨年と比較しまして、45,900,000円の増となっております。

次に、議案第4号、平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。総額を194,460,000円と定めるものでございます。前年度比で3,327,000円、1.7パーセントの増となっております。

町整備型浄化槽建設費につきましては、26年度同数の25基を計上し、36,187,000円を計上しております。

第2条が、債務負担行為でございます。

第3条が、地方債でございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為でございます。

排水設備整備資金に係る利子補給及び損失補償でございます。平成27年度から平成36年度までを期間とするものでございます。

農業集落排水設備整備資金融資要綱及び町整備型浄化槽排水設備整備資金融資要綱に基づきまして、排水設備等を設置しようとする方に、金融機関が融資した部分についての利子補給をするというものでございまして、平成30年度までの融資について利子補給をするというものでございます。

損失補償につきましては、融資をした金融機関に対しまして、融資元金の最終償還期限到来後3カ月を経過してなお返済されなかった分についての損失補償をするというものでございます。

排水事業の促進と生活環境の改善を目的としました資金の融資を図りながら、事業を推進してまいりたいというものでございます。

めくっていただきまして、6ページですが、第3表、地方債でございます。

浄化槽整備事業でございます、42,900,000円の計上となるものでございまして、昨年度に比べまして7,900,000円の増となっております。

次に、議案第5号、平成27年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算総額をそれぞれ70,495,000円と定めるものでございまして、26年度比で3,028,000円、4.5パーセントの増となっております。後期高齢者医療広域連合納付金の増となっております。

続きまして、議案第7号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）でございます。

資料につきましては、4ページをお開きいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。総額に900,077,000円を追加しまして、予算の総額を6,880,271,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。

第3条は、債務負担行為の補正でございますし、第4条は、地方債の補正でございます。それぞれ表でご説明申し上げます。

6ページの第2表、繰越明許費でございますが、資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページの資料でゴシック体、黒字になっておる部分がございますが、この部分につきましては、本年度の国の経済対策に関わる部分でございます。

繰越明許費総額で1,248,070,000円になるものでございます。

総務費の企画管理費でございますが、地方版総合戦略の策定業務に5,000,000円となっておりますし、定住促進の住宅の部分での情報化の移転に3,000,000円、住宅整備の部分に1億円、50,000,000円を2棟となっております。

公共施設再生エネルギーの導入費の部分に21,200,000円となっておりますが、社会体育館の部分で3,200,000円、森の館ウッディのペレットボイラーの部分で18,000,000円となっております。

民生費でございますが、これにつきましても国の補正に係る部分でございます、低所得者等商品購入助成でございますが10,900,000円、それから、老人ホームの基本設計業務の部分で1,500,000円。

それから、労働費、雇用促進事業費で、雇用促進奨励金が12,000,000円。

農林水産業費で、乳製品加工施設検討業務で1,500,000円。

商工振興事業費が18,300,000円で、内訳としまして、プレミアム付き商品券が10,300,000円、持続可能な産業づくり支援事業が4,500,000円、商店等設備更新事業が3,500,000円となっております。

観光事業では5,700,000円で、ガイドブックの作成に4,200,000円、くずまき「ミワク」の町交流事業に1,500,000円。

それから、土木費につきましては、道路維持の部分で27,800,000円、道路改良事業の部分で66,000,000円、寺沢線で5,000,000円、橋りょう維持の部分で5,400,000円となっております。

それから、小屋瀬小学校の耐震診断で33,000,000円、江川小学校の改築工事649,890,000円となっておりますし、江川中学校の耐震が70,000,000円、総合運動公園の多目的グラウンドの改修工事が2億円となりまして、総額で1,248,070,000円となっております。

国の経済対策に係る部分につきましては、国の地方創生事業を受けまして、現在その調整をしておるものがございます、当初予算にも重複した形で一部計上してございます。

繰越明許費の事業につきましては、以上でございます。

それから、7ページにまいりまして、債務負担行為の補正でございます。

森林組合の事業運転資金に係る損失補償でございます、平成26年度から28年度までの事業運転資金としまして、50,000,000円を限度として損失を補償するというものがございます。

めくっていただきまして、8ページでございますが、地方債の補正でございます。

追加でございます、再生可能エネルギーの導入事業以下3事業につきまして、720,800,000円追加がございます。

変更につきましては、まちづくり推進事業と道路除雪事業で19,300,000円の減額となりまして、701,500,000円を補正計上するものがございます。

資料の4ページをお開きいただきたいと思っております。

一般会計に係る歳出の主要なものでございますが、総務費の部分で、公共施設再生可能エネルギー等導入事業につきましては、自立分散型エネルギーの供給システムについての予算を計上しておったものでございますが、この部分につきましては、27年度への事業を比較しまして減額しておるものがございます。

農林水産業費の粗飼料生産基盤除染対策につきましては、草地の除染部分でございます、400ヘクタールを計上したのですが、実績を見込んでの減となっております。26年度の実績が213ヘクタールとなっております。

教育費でございますが、江川小学校の校舎改築事業で、先ほどの繰越明許費に計上してございますが、今年度の補正によりまして計上し、繰り越しをして、実施したいというものでございますし、保健体育総務管理経費の運動公園の改修事業につきましても27年度、今年度の債務負担行為により実施を見込んでおったものでございますが、今年度の起債事業、過疎債でございますが、その事業の中に入れることができるということになりまして、26年度の事業に計上しまして、繰り越しで実施するというものがございます。

国の補正予算関連でございますが、先ほどの地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業でございますが、歳入で65,280,000円を見込んでおるものがございます、歳出では57,700,000円を同じく財源として計上してございます。

次に、歳入の部分でございます。

地方交付税でございますが、普通交付税の調整がございまして、2,771,000円を計上してございます。総額で、25年度比では117,799,000円、3.8パーセントの減となっております。

特別交付税につきましては、12月交付分の実績によりまして計上してございまして、35,374,000円となっております。25年度比では12,918,000円の減となっております。

国庫支出金の地域活性化・効果実感臨時交付金96,580,000円を計上してございます。これにつきましては、平成25年度の国の経済対策によります財源でございまして、この部分については3事業に充当してございます。定住関係の住宅整備に12,600,000円、江川簡水に21,980,000円、葛巻病院の住宅を含めた病院事業に62,000,000円を充当したものでございます。

基金の状況、参考の部分に記載してございますが、26年度末の基金の見込みでございまして、4,634,560,000円と見込んでおるものでございます。

次に、特別会計について、ご説明いたします。

議案第8号、平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございまして。

第1条は、歳入歳出の補正でございまして、46,464,000円を追加しまして、総額を1,192,314,000円とするものでございます。

歳出では、一般被保険者療養給付費の増額でございまして。

歳入では、療養給付費負担金、高額医療費共同事業交付金、一般会計の繰入れの増となっております。

次に、議案第9号、平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございまして。

第1条、歳入歳出予算の補正でございまして、10,928,000円を減額しまして、552,639,000円とするものでございます。

歳出では、給水費の減額でございまして、歳入では一般会計の繰入金、町債を減額するものでございます。

4ページをお願いいたします。

地方債の補正がございまして、第2表をご覧くださいと思います。変更でございまして、32,200,000円を減額しまして、補正後の限度額を212,400,000円とするものでございます。

次に、議案第10号、平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございまして。

第1条、歳入歳出予算の補正でございまして、20,000円を追加しまして、総額を200,783,000円とするものでございます。

歳入の基金利子の計上でございまして、利子を基金に積み上げるという補正になってございます。以下、事業費の調整でございまして。

議案第11号、平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございまして。

歳入歳出予算の補正でございますが、2,730,000円を増額しまして、74,166,000円とするものでございます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございますし、特別徴収保険料の歳入では増額となっておりますものでございます。

#### 議長（中崎和久君）

ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

（休憩時刻 12時01分）

（再開時刻 13時30分）

#### 議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

提案理由の説明を続けます。

総務企画課長。

#### 総務企画課長（鳩岡修君）

議案第13号以下につきまして、ご説明申し上げます。

議案集と議案資料を準備いただきしたいと思います。議案集の1ページでございますし、議案資料6ページをお開きいただきしたいと思います。

議案第13号、行政手続条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨でございますが、26年に行政手続法の一部を改正する法律が施行されてございまして、国民の権利利益保護の充実のために手続きが整備されたことに伴い条例の改正をしようとするものでございます。

改正の概要でございますが、条例改正案と照合しながら、ご説明申し上げたいと思います。

1ページの第3条の部分につきましては、適用除外の分でございますし、第4章の2が追加されたことによりまして訂正になってございますし、5号、6号につきましては文言の整理となっております。

1ページめくっていただきまして、改正概要の1点目でございます。行政指導の方式による提示事項の追加等でございますし、第33条の2でございます。権限の根拠について示すことが義務付けられたというものでございます。

二つ目の、行政指導の中止等の求めでございますが、第34条の2でございますし、これも新たに設けたものでございまして、行政指導の中止、その他必要な措置を講ずる申し出をすることができる手続きについて設けられたものでございます。

議案3ページでございますが、第4章の2として追加されました処分等の求め、第34条の3とありますが、行政指導または行政処分の求めでございますし、法令違反の事実を知る人だれでも、その部分についての処分を通報する申し出ができるというものでございます。

4 ページでございますが、町税条例の一部でございます、33 条の 2 が追加されたことによりましての項ずれの対象でございます。

この施行については、27 年 4 月 1 日から附則におきまして施行するというものでございます。

次に、議案第 14 号、議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案集 5 ページ、資料は 7 ページになります。

議案第 14 号から 16 号及び 20 号につきましては、報酬等の改正に係る部分でございます、特別職報酬審議委員会の答申に基づきまして改正しようとするものでございます。

資料の 1 ページをめくっていただきまして、8 ページに報酬等の改定の一覧がございます。

右側でございますが、それぞれの職種の引上げ額、率等を記載してございます。これは四つの議案に関わる部分でございますが、この詳細の部分につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

戻っていただきまして、7 ページの部分でございますが、3 番目に改正概要でございます。

一つ目の条例でございますが、議会の議員の議員報酬等に関する条例でございます。議案集の 5 ページに当たる部分でございますが、議会の議員の議員報酬の額を 23,000 円から 26,000 円までの幅で増額しようとするものでございます。

二つ目が、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例でございます。教育委員会の委員長を削るという部分、教育委員会の委員長職務代理者の部分について、法の改正によって改正するというものでございますし、学校給食センターの運営委員会の会長を削る。

それから、全体に関わる部分でございますが、非常勤特別職の職員の報酬の額を 500 円から 7,000 円までの幅で増額するというものでございます。

経過措置といたしまして、現教育長の任期中は、委員長及び委員長職務代理者は改正前の条例を適用するという附則での経過措置が規定されてございます。

3 番目が、常勤特別職の職員の給与に関する条例でございます。教育長の給料の額を、常勤特別職の職員の給与に関する条例に規定するというものでございます。

町長、副町長及び教育長の給料の額を 5,000 円から 15,000 円までの幅で増額するというものでございます。

経過措置といたしまして、先ほどと同様でございますが、現教育長の任期中、教育長に関する部分は適用しないという経過を規定してございます。

四つ目が、町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例でございます。町の消防団員の報酬の額を 2,500 円から 10,000 円までの幅で増額しようとするものでございます。

それでは、順次、議案の順にご説明いたします。

5 ページが、議案第 14 号、議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

先ほどの金額の部分については省略させていただきますが、4月1日からの施行というものでございます。

めくっていただきまして、議案第15号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、8ページに附則がございまして、27年4月1日から施行するというものでございます。教育委員会についての経過措置を規定しておるものでございます。

9ページでございますが、議案第16号でございます。常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

町長、副町長、教育長を追加するという改定と、金額の改定でございまして、附則で27年4月1日から施行するという部分と、教育長に関する部分での経過措置を設けておるものでございます。

次に、34ページになりますが、議案第20号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

消防団員の報酬、金額について改正するというものでございます。

附則につきましては、27年4月1日から施行するというものでございます。

報酬関係の改正につきましては、以上でございます。

戻っていただきまして、10ページをお開きいただきたいと思います。資料の9ページをお願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨でございますが、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に準じまして、次のように改正しようとするものでございます。

地域手当ですが、医師に係る分の引上げでございまして、単身赴任手当の引上げ、管理職員特別勤務手当の支給区分を追加するというものでございますし、給料表につきまして、一般職の職員の給料の一部を、医療職、医師に係る1表を除いて引下げるというものでございますし、行政職給料表1表の部分ですが、5級の号給を増設するというものでございます。86号から93号の部分について追加してございます。行政職給料表に6級を新設するという改正になってございます。

議案集の10ページですが、改正の概要でございまして、地域手当の部分につきまして、10条の5でございまして、100分の15を100分の16というようにするものでございまして、10条の8で、単身赴任手当を23,000円から30,000円、加算額が最高額で45,000円から70,000円というように引上げるというものでございます。

それから、管理職員特別勤務手当の追加でございまして、16条の2でございまして、災害等の緊急時への対応という部分で、深夜、午前0時から午前5時までの部分での勤務をした場合に、1回につき6,000円以内の額を支給するという部分の追加となるものでございます。

11ページの中段から後半になりますが、給料表でございまして、

別表等で11ページから23ページにわたりまして、給料表別表第1以下記載してございますが、平均で1.68パーセントの引下げを行うというものでございまして、行政職

給料表6級を新設してございます。

議案集の23ページをお開きいただきたいと思います。

附則の施行期日でございますが、平成27年4月1日から施行するというものでございますし、経過措置について、切替えについての経過措置、現給を保障するという規定を、平成30年3月31日まで規定しているものでございます。

議案集の25ページをお開きいただきたいと思います。

葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例でございます。

国家公務員等の旅費に関する法律に準じまして、赴任に係る旅費、移転料、着後手当及び扶養親族移転料について規定しようとするものでございます。

資料10ページと議案集25ページをお開きいただきたいと思います。

項目の追加の部分につきましては、第3条でございます。移転料、着後手当及び扶養親族移転料について、宿泊料の以下に追加してございます。

移転料につきましては、第8条の2で規定してございます。扶養親族が移転する場合、扶養親族を移転しない場合等に分けまして、金額をそれぞれ規定したものでございます。

26ページでございますが、第8条の3、着後手当でございます。赴任後の経費に向けるという部分で定額により支給するものでございます。日当5日分と宿泊料となっております。

次が、扶養親族の移転料につきまして、第8条の4で規定してございます。年齢で12歳以上の方、12歳から6歳以上の者、6歳未満の者という段階に分けまして規定しておるものでございます。

27ページに、外国旅行についての規定がございますが、これまで別表の中に含めておったものにつきまして、国家公務員の例によるという規定に改めております。

28ページですが、別表第3につきましては、移転料についての規定になってございます。

附則でございますが、この条例につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

次に、議案集29ページをお願いいたします。

議案第19号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

平成26年11月に道路法の施行令の一部改正がございました。これまで参考としてきました県条例による占用料が、県において27年4月1日から改正されることから、これに併せまして、町の占用料も改正しようとするものでございます。占用料につきまして、全項目にわたりまして改正になってございます。平均的に17パーセント程度の減となる見込みでございます。

33ページをお開きいただきたいと思います。

附則でございますが、この条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

議案第21号、葛巻町社会教育委員条例の一部を改正する条例でございます。

25年6月に社会教育法の一部改正がございまして、これまで社会教育法で定められ

ていた社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省で定める基準を参酌しながら、条例で定めるといように改定されてございます。これによりまして、条例に委ねるといものがございますし、町においては、公民館運営審議会委員につきまして、社会教育委員と同じ方に委嘱しているため、併せて、改正しようとするものがございます。

葛巻町社会教育委員条例の一部改正でございますが、第3条でございますが、定数12人以内のあとに、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するという部分を追加しようとするものがございます。

附則の3号の部分に、葛巻町立公民館設置条例の一部改正が附則の中で盛り込まれておりまして、公民館の審議会委員につきまして、これまでの20人以内という部分を12人以内と、社会教育委員と同じ人数に改定してございますし、内容につきましても改めしておるものがございます。

附則の1号で、この条例は、平成27年4月1日から施行するというものがございます。

次に、37ページをお願いいたします。

議案第22号、葛巻町保育の必要性の認定基準に関する条例でございます。

この条例につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、保育の必要性の認定基準につきまして、市町村が条例で定めるといようになったことによるものがございます。

第1条は、趣旨でございます。

第2条は、定義でございますが、法において使用する用語の例によるものがございますし、保育の認定基準につきまして、第3条で規定しておるものがございます。

附則の施行期日でございますが、この条例は、法の施行の日から施行するという、法の施行日に併せた施行となるものがございます。

町立保育所の一部改正も併せて改定となるものがございますが、これまで町立保育所の部分については、町立保育所条例の中で規定しておったものがございますが、この必要性の認定基準に関する条例において基準を定めるという部分でございますので、保育の実施基準については、新たな条例の基準、規定に基づき行うといよように改めるものがございます。

39ページが、経過措置でございます。この条例の施行日前に改正前の町立保育所条例第6条の規定による入所の承諾を受けている場合は、この条例による改正後の町立保育所条例の規定による入所の承諾があったものとみなすとい経過措置を盛り込んでおるものがございます。

40ページをお願いいたします。資料の11ページも併せてお願いいたします。

議案第23号、看護職員等養成修学資金貸付条例でございます。

制定趣旨、目的、第1条と同じ内容になるわけでございますけれども、葛巻病院等の町の施設のほか、町長が定める町の医療機関、診療所、介護保険施設、老人保健施設等で看護師等の技術職員として業務に従事しようとする者に対しまして、修学資金を貸し付けることによりまして、修学を容易にし、看護師等の確保を図りたいといものご

ございます。

資料の二つ目に、制定概要がございますので、ご覧いただきたいと思っております。

条例の第2条、3条に関わる部分でございますが、貸付の対象でございます。対象者として、免許の取得をする目的を持って学校等養成施設に入っている者というもので、将来、先ほどの対象とする施設への就職を希望する者というものでございます。

資格の種類につきましては、看護師、助産師、保健師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、栄養士となっておりますのでございます。

募集につきましては、毎年度、募集する資格の種類、人数、予算等を町長があらかじめ決めて行うというものでございます。2条、3条に関わる部分でございます。

貸付の金額につきましては、議案集41ページの第5条に規定するものでございますが、看護師等につきましては月額100,000円以内、薬剤師につきましては月額200,000円以内、さらに入学納付金を、350,000円を限度に加算できるという規定になってございます。

第6条、貸付の方法でございます。養成施設の卒業年月日までの正規の修学年限を超えない期間を貸付の期間としてございます。第6条の規定になります。

飛びまして、第9条でございますが、償還でございます。修学資金は、原則として、貸付期間の2倍の期間での償還を規定しておるものでございます。期間に2を乗じて得た期間という規定になってございます。

めくっていただきまして、10条になりますが、償還の免除の規定でございます。それぞれの学校、施設を卒業後、1年以内に免許を取得すること。さらに、免許の取得後、2年以内に町内の医療施設等に就職すること。さらに、その修学資金の貸付期間と同期間を継続して勤務するという条件が経過した時点で償還を免除するというものでございます。その間については、第11条において猶予するという規定になってございます。

43ページに附則がございまして、この条例は、27年4月1日から施行し、27年度分の修学資金から適用するという規定になってございます。

44ページをお願いいたします。

議案第24号、教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行によりまして、教育長が一般職から特別職に変更になったという部分に伴っての改正でございます。

改正のあらましですが、第2条で、教育長の勤務時間その他の条件につきまして規定するものでございますし、第3条で、職務に専念する義務の免除について規定してございます。附則で、27年4月1日から施行するという施行期日について規定してございますし、経過措置として、現教育長の任期中についての改正前の条例の適用を規定しておるものでございますし、その間の給料の額についても併せて規定しておるものでございます。

45ページをお願いいたします。

議案第25号、指定管理者の指定の変更に関し議決を求めることについてでございます。

現在、指定管理をしている町の公の施設は39件ございますが、この次の26号の議案と合わせて2件のみが27年4月の更新になっております。ほかの分につきましては、1年後の平成28年4月の更新となっております。そのため、更新時期を1年延ばしまして、更新時期を統一し、事務の効率化を図りたいというもので、2件の延長をお願いするものでございます。

第25号の部分につきましては、平成22年3月12日に議会の議決を経た養護老人ホーム葛葉荘に係る指定管理の指定でございます。

指定の期間につきましては、現在27年3月31日までとなっております部分について、28年3月31日までと、1年延長するというものでございます。

第26号の指定管理者の指定の変更に関し議決を求めることについては、平成22年6月14日に議会の議決をいただきました、くずまき高原体験交流センターに係る部分でございまして、指定の期間につきましては、22年8月16日から27年3月31日となっておりますものでございますが、28年3月31日までの1年の延長という指定の期間の変更でございます。

次に、47ページをお願いいたします。資料12ページも併せてご覧いただきたいと思っております。

議案第27号、葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについてでございます。

過疎計画につきましては、平成22年11月26日に議決をいただいてございまして、27年度の予算編成に伴いまして、町の重要施策に関連する事業の追加、修正を行おうとするものでございます。

資料に、追加・変更する主な事業という表がございます。

2番目の市町村道の部分でございますが、道路改良事業、愛羅瀬線、道路改良事業の路線追加をしようとするものでございます。

3番目でございますが、生活環境の整備の部分に、清掃センター設備延命化事業、清掃センターの延命化事業を行おうとするもので、追加でございます。

それから、6番の教育の振興は2件でございまして、教育施設でございますが、校舎改築事業、江川小学校の校舎の工事に係る部分でございますし、総合運動公園改修事業につきましては、運動公園の陸上競技場に係るものでございます。

13ページに、細かい数値の部分の表がございますので、この部分については、先ほどの事業に関わる事業費の分でございますので、あとでお目通しいただきたいと思っております。

次に、49ページでございます。

議案第28号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてでございます。

資料の最後ですが、14ページをお開きいただきたいと思っております。

平成23年3月18日に議決をいただきました町辺地計画につきましては、土谷川元木辺地及び星野辺地についての事業を追加しようとするものでございます。

土谷川元木辺地につきましては、携帯電話の不感解消という事業でございますし、星

野辺地におきましては、集会施設のトイレの水洗化の事業でございます。

追加する主な事業でございますが、土谷川元木辺地につきましては、事業費で46,400,000円、辺地債の予定額が11,300,000円でございますし、星野辺地につきましては5,640,000円の事業費に、辺地債を5,600,000円予定するというものでございます。

次に、52ページをお願いいたします。

議案第29号、盛岡北部行政事務組合理約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございます。

介護保険制度の改正によりまして、介護保険料の軽減に要する費用負担の追加と住所地特例に要する費用負担の追加の部分について、規約の一部を変更したいというものでございます。

介護保険料の軽減に要する費用負担の追加でございますが、27年4月1日の施行によります介護保険法の規定によりまして、低所得者の介護保険料の軽減分を公費で負担するというものでございまして、市町村負担割合につきましては25パーセント、国が50パーセント、県が25パーセントという規定になるものでございます。

住所地特例に要する費用負担の追加につきましては、地域支援事業費での住所地特例費用保険者の要するサービスに要する経費については、保険者、市町村が負担するということになるというものでございまして、その負担割合については、12.5パーセントを市町村で負担するという規定を追加するものでございます。

次に、54ページに、規約の新旧対照表が掲載されてございますので、訂正箇所について、そのような形での変更になるというものでございます。

以上、条例等につきましてご提案申し上げました。ご理解を賜りまして、ご協力をいただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

それでは、議案第6号、平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算について、ご説明を申し上げます。

第1条、総則です。平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。以下、第9条まで規定するものでございます。

第2条、業務の予定量、(1)病床数は、26年度と同じで一般病床60床、療養病床18床でございます。(2)患者数、一般病床入院患者数、年間12,444人、1日平均で34人ということで、平成26年度に比較しまして3人の増加をみておるところでございます。また、療養病床入所者数は、年間6,405人ということで、1日平均17.5人、これは平成26年度と同じでございます。外来患者数も、年間38,880人、1日平均160人ということで、平成26年度と同じでございます。

第3条、収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款、病院事業収益は991,378,000円で、平成26年に比較しますと、24,643,000円の増額で、2.5パーセン

トの増となっております。

支出は、第1款、病院事業費用 972,155,000 円で、平成 26 年度に比較しますと、411,483,000 円、29.7 パーセントの減となるものでございます。

次のページでございます。

第4条、資本的収入及び支出です。収入、第1款、資本的収入 50,032,000 円、平成 26 年度に比較しまして、73,742,000 円、59.6 パーセントの減となるものでございます。支出、第1款、資本的支出 68,717,000 円で、平成 26 年度に比較しますと、67,068,000 円の 49.4 パーセントの減となるものでございます。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額 18,685,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 18,685,000 円で補てんするものでございます。

次に、第5条、企業債です。起債の目的ですが、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるものといたします。起債の目的ですけれども、医療器械整備事業で、限度額が9,000,000 円、また、医師住宅建設事業は 17,500,000 円をみておるところでございます。

第6条、一時借入金の限度額は1億円と定めるものでございます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、1、職員給与費 576,861,000 円で、平成 26 年度に比較しますと、35,267,000 円、6.5 パーセントの増となります。(2)の交際費でございますが1,550,000 円で、平成 26 年と同額となるものでございます。

第8条、たな卸資産購入限度額は 145,271,000 円と定めるところでございます。

第9条、重要な資産の取得は、次のとおりとする。建物、医師住宅、1棟。医療器械器具、眼科用レーザー、一式。以上でございます。

以上で説明を終わりますけれども、次のページ以降の目以下の実施計画等につきましては、お目通しいただき、よろしくご審議をお願いいたします。

引き続き、議案第12号、平成 26 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。収入ですが、第1款、病院事業収益、第1項、医業収益 500,000 円、第2項、医業外収益 2,507,000 円増額して、970,141,000 円にするものでございます。

支出は、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用で 620,000 円増額して、1,387,573,000 円にするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出の補正でございます。収入、第1款、資本的収入、第1項、企業債 18,700,000 円減額、第3項、負担金 55,600,000 円増額、第4項、補助金 54,000 円減額し、総額で 178,120,000 円にするものでございます。支出につきましては、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費 36,838,000 円増額して、総額 190,140,000 円にするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4条、企業債ですが、予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり変更するものでございます。

医療器械整備事業ですが、変更後で1,900,000円、葛巻病院建設事業、変更後で92,100,000円、医師住宅建設事業、変更後で9,800,000円にそれぞれ変更するものでございます。

第5条の、議会の議決を経なければ流用することのできない経費ですけれども、職員給与費を120,000円増額し、538,586,000円にするものでございます。

引き続きまして、3ページの収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入ですけれども、第1款、病院事業収益、第1項、医業収益、3目、その他医業収益で500,000円の増額ですけれども、各種検診等の事業収益となっております。2項、医業外収益、2目、他会計負担金及び補助金2,507,000円の増額ですけれども、これは医師研究助成費等によるものでございます。

次に、4ページでございしますが、支出ですけれども、1款、病院事業費用、1項、医業費用、1目、給与費ですが、これは職員手当の分120,000円の増でございまして、3目、経費につきましては、職員検診の分500,000円の増額となるものでございます。

次に、5ページの資本的収入及び支出について、ご説明します。

収入ですが、1款、資本的収入、1項、企業債、1目、建設企業債18,700,000円減額で、内容でございしますが、病院建設事業が10,900,000円の減、医師住宅整備事業が7,700,000円の減などとなるものでございます。3項の負担金、1目、一般会計負担金ですが、建設改良費55,600,000円増額するものでございます。また、4項、補助金、1目、国庫補助金ですが、54,000円、国保調整交付金の減額となるものでございます。

支出ですけれども、1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、建物、葛巻病院建設事業費として37,000,000円増額するものでございます。2目、医療器械器具でございしますが、睡眠評価装置外5品で162,000円減額するものでございます。

以上で説明を終わりますけれども、6ページのキャッシュフロー計算書以下につきましてはお目通しいただきまして、よろしくご審議願います。

#### 議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第1号から同意第1号までの30議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました、議案第1号から同意第1号までの30議案について、今会議中に審査を終え、3月16日の最終本会議で、委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から同意第1号までの30議案については、3月16日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、議案第7号から同意第1号までの24議案の審査については、3月10日に行い、議案第1号から議案第6号までの6議案の予算審査については、3月12日と13日の2日間で行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

( 散会時刻 14時15分 )